

平成 1 8 年第 3 回中間市議会定例会会期日程(案)

(会期 6 月 9 日 ～ 6 月 2 2 日：1 4 日間)

月 日	曜	本 会 議	委 員 会	審 査 事 項
6 月 9 日	金	開 議 午前 1 0 時		1. 会期の決定 2. 同意第 1 号～第 3 号 3. 議案第 3 6 号～第 4 5 号 「 質疑・討論・採決 」 「 議案上程・提案理由説明 」
6 月 1 0 日	土	休 会		
6 月 1 1 日	日	休 会		
6 月 1 2 日	月	開 議 午前 1 0 時		1. 一般質問 2. 議案第 3 6 号～第 4 5 号 「 議案上程・委員会付託 」 「 質疑・討論・採決 」
6 月 1 3 日	火	休 会	委員会	
6 月 1 4 日	水	休 会	委員会	
6 月 1 5 日	木	休 会		
6 月 1 6 日	金	休 会		
6 月 1 7 日	土	休 会		
6 月 1 8 日	日	休 会		
6 月 1 9 日	月	休 会		
6 月 2 0 日	火	休 会		
6 月 2 1 日	水	休 会		
6 月 2 2 日	木	開 議 午前 1 0 時		1. 議案第 3 6 号、 議案第 3 9 号～議案第 4 1 号 2. 意見書案第 5 号～第 9 号 3. 追加議案 4. 承認第 4 号、第 5 号 5. 議員提出議案第 2 号 「 質疑・討論・採決・委員長報告 」 「 議案上程・提案理由説明・継続審査 」

諸 般 の 報 告

第3回中間市議会定例会

平成 18 年 6 月 9 日

(報告書の受領)

1. 地方自治法第235条の2第3項の規定により、各会計の例月出納検査結果報告書を下記のとおり監査委員から3月13日、22日、31日、4月14日、25日付でそれぞれ受領した。

記

- | | |
|-----------------|----------------|
| (1) 一般会計及び特別会計等 | 平成17年度12月分～2月分 |
| (2) 病院事業会計 | 平成17年度1月分～2月分 |
| (3) 水道事業会計 | 平成17年度1月分～2月分 |

2. 地方自治法第243条の3第2項の規定により、下記の法人の経営状況を説明する書類を市長より、6月8日付でそれぞれ受領した。

記

- (1) 中間市土地開発公社
- ・平成17年度中間市土地開発公社事業会計決算書
 - ・平成18年度中間市土地開発公社事業計画書及び会計予算書

3. 地方自治法第199条第9項の規定により、定期監査結果報告書を下記のとおり監査委員から3月29日、5月10日、31日、6月7日付で受領した。

記

- | | |
|----------------|--------------------------------|
| (1) 下 水 道 課 | 平成 1 6 年度、平成 1 7 年度 4 月～ 1 2 月 |
| (2) 選挙管理委員会事務局 | 平成 1 6 年度、平成 1 7 年度 4 月～ 1 2 月 |
| (3) 総 務 課 | 平成 1 6 年度、平成 1 7 年度 |
| (4) 生 涯 学 習 課 | 平成 1 6 年度、平成 1 7 年度 |
| (5) 中 央 公 民 館 | 平成 1 7 年度 |
| (6) 生涯学習センター | 平成 1 7 年度 |
| (7) 働く 婦 人 の 家 | 平成 1 7 年度 |
| (8) 中 学 校 4 校 | 平成 1 7 年度 |

4. 地方自治法第199条第9項の規定により、財政援助団体監査報告書を下記のとおり監査委員から3月17日付で受領した。

記

- (1) 中間市社会福祉協議会 平成16年度

5. 地方自治法第180条第2項の規定により、専決処分の報告書を下記のとおり市長から平成18年5月22日付で受領した。

記

- | | | |
|---------------|-----|-----------------|
| (1) 訴えの提起について | 相手方 | 〃 |
| | 事件名 | 交通事故による損害賠償請求事件 |

(意見書の提出)

平成18年3月27日の本会議で可決された下記の意見書を関係機関に対し同日付でそれぞれ送付した。

記

- (1) さらなる総合的な少子化対策を求める意見書
- (2) 原油価格の高騰に対する対策を求める意見書
- (3) 米改革、新たな「基本計画」実施にあたっては、すべての農家が安心して営農できる対策を求める意見書

平成18年 第3回 6月(定例) 中 間 市 議 会 会 議 録(第1日)

平成18年6月9日(金曜日)

議事日程(第1号)

平成18年6月9日 午前10時00分開会

- 日程第 1 会期の決定
- 日程第 2 同意案第1号 監査委員の選任について
(日程第2 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 3 同意案第2号 公平委員会の委員の選任について
(日程第3 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 4 同意案第3号 固定資産評価審査委員会の委員の選任について
(日程第4 提案理由説明・質疑・討論・採決)
- 日程第 5 第36号議案 平成18年度中間市水道事業会計補正予算(第1号)
(日程第5 提案理由説明)
- 日程第 6 第37号議案 中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 第38号議案 中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 第39号議案 中間市生涯学習センター条例の一部を改正する条例
(日程第6～日程第8 提案理由説明)
- 日程第 9 第40号議案 中間市個人情報保護条例
- 日程第10 第41号議案 中間市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例
(日程第9～日程第10 提案理由説明)
- 日程第11 第42号議案 中間市土手ノ内公営住宅新築工事(建築2期工事)請負契約について
(日程第11 提案理由説明)
- 日程第12 第43号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更に
ついて
- 日程第13 第44号議案 福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合同規約の変更に
ついて

日程第 1 4 第 4 5 号議案 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方
公共団体数の減少について

(日程第 1 2 ～日程第 1 4 提案理由説明)

日程第 1 5 会議録署名議員の指名

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員 (21名)

1 番 中家多恵子君	2 番 山本 慎悟君
3 番 佐々木晴一君	4 番 植本 種實君
5 番 古野 嘉久君	6 番 青木 孝子君
7 番 久好 勝利君	8 番 井上 太一君
9 番 岩崎 三次君	1 0 番 堀田 英雄君
1 1 番 井上 久雄君	1 2 番 湯浅 信弘君
1 3 番 掛田るみ子君	1 4 番 香川 実君
1 5 番 上村 武郎君	1 6 番 岩崎 悟君
1 7 番 佐々木正義君	1 8 番 米満 一彦君
1 9 番 下川 俊秀君	2 0 番 片岡 誠二君
2 1 番 杉原 茂雄君	

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

説明のため出席した者の職氏名

市長 ……………	松下 俊男君	助役 ……………	山崎 義弘君
教育長 ……………	船津 春美君	総務部長 ……………	柴田 芳夫君
市民経済部長 ……	萩原 一秋君	保健福祉部長 ……	田中 茂徳君
建設部長 ……………	行徳 幸弘君	教育部長 ……………	左京 邦彦君
上下水道局長 ……	小南 哲雄君	市立病院事務長 …	貞末 伸作君
消防長 ……………	長谷川邦彦君	総務部次長 ……………	前原 光博君
秘書課長 ……………	田中 久光君	経営企画課長 ……	白尾 啓介君
財政課長 ……………	牧野 修二君	総務課長 ……………	中野 諭君
契約課長 ……………	矢野 卓雄君	介護保険課長 ……	成富 隆俊君

都市整備課長	……	平池 道人君	生涯学習課長	……	津田 正人君
生涯学習センター長	……………				鳥井 政昭君
営業課長	……………	舟越 義光君	監査事務局長	……	村上 羊三君

事務局出席職員職氏名

局長	谷川	博君	次長	白子	優一君
補佐	小田	清人君	書記	岡	和訓君
書記	平川	佳子君			

午前10時00分開会

○議長（井上 太一君）

おはようございます。ただいままでの出席議員は21名で定足数に達しております。
これより平成18年第3回中間市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配付しておりますので、ご了承をお願いいたします。
この際、日程に入ります前に諸般の報告を行います。
報告事項は、お手元に配付してあるとおりであります。朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。
なお、本日の議案等の朗読は省略したいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。

日程第1. 会期の決定

○議長（井上 太一君）

これより日程第1、会期の決定を議題といたします。
お諮りいたします。今期定例会の会期は、お手元の会期日程表のとおり、本日から6月22日までの14日間といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は14日間と決しました。

日程第2. 同意案第1号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第2、同意案第1号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

同意案第1号監査委員の選任について提案理由を申し上げます。
本市の監査委員であります香川剛夫氏の任期が本年6月30日で満了いたします。つきましては、中間市の財務管理、経営管理、その他行政運営に優れた識見を有しておられます吉田秀樹氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。
よろしくご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。
（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第1号は委員会の付託を省略

したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

討論なしと認めます。

これより同意案第1号監査委員の選任についてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長(井上 太一君)

ただいまの出席議員は20名であります。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長(井上 太一君)

投票用紙の配付漏れはありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(井上 太一君)

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○議長(井上 太一君)

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

[事務局長点呼・議員投票]

.....

1 番	中家多恵子議員	2 番	山本 慎悟議員
3 番	佐々木晴一議員	4 番	植本 種實議員
5 番	古野 嘉久議員	6 番	青木 孝子議員

7 番	久好 勝利議員	9 番	岩崎 三次議員
1 0 番	堀田 英雄議員	1 1 番	井上 久雄議員
1 2 番	湯浅 信弘議員	1 3 番	掛田るみ子議員
1 4 番	香川 実議員	1 5 番	上村 武郎議員
1 6 番	岩崎 悟議員	1 7 番	佐々木正義議員
1 8 番	米満 一彦議員	1 9 番	下川 俊秀議員
2 0 番	片岡 誠二議員	2 1 番	杉原 茂雄議員

.....

○議長（井上 太一君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

〔議場開鎖〕

○議長（井上 太一君）

開票を行います。会議規則第 3 1 条第 2 項の規定により、立会人に岩崎三次君及び佐々木正義君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いします。

〔開票〕

○議長（井上 太一君）

投票の結果の報告をいたします。

投票総数 2 0 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成 2 0 票、反対 0 票。

以上のとおり全員賛成であります。よって、同意案第 1 号についてこれを同意することに決しました。

この際、暫時休憩いたします。

午前10時08分休憩

.....

午前10時10分再開

○議長（井上 太一君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

.....

日程第 3. 同意案第 2 号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第 3、同意案第 2 号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。松下

市長。

○市長（松下 俊男君）

同意案第２号公平委員会の委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本市の公平委員であります日高英男氏の任期が本年６月２１日で満了いたします。つきましては、人格が高潔で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務の処理に理解があり、かつ人事行政に関し、優れた識見を有しておられます同氏を引き続き選任いたしたく、地方公務員法第９条の２第２項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第２号は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより同意案第２号公平委員会の委員の選任についてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（井上 太一君）

ただいまの出席議員は２０人であります。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長（井上 太一君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○議長（井上 太一君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票をお願いします。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかなでない投票は会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

[事務局長点呼・議員投票]

.....

1 番	中家多恵子議員	2 番	山本 慎悟議員
3 番	佐々木晴一議員	4 番	植本 種實議員
5 番	古野 嘉久議員	6 番	青木 孝子議員
7 番	久好 勝利議員	9 番	岩崎 三次議員
10 番	堀田 英雄議員	11 番	井上 久雄議員
12 番	湯浅 信弘議員	13 番	掛田るみ子議員
14 番	香川 実議員	15 番	上村 武郎議員
16 番	岩崎 悟議員	17 番	佐々木正義議員
18 番	米満 一彦議員	19 番	下川 俊秀議員
20 番	片岡 誠二議員	21 番	杉原 茂雄議員

.....

○議長（井上 太一君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（井上 太一君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、立会人に堀田英雄君及び岩崎悟君を指名いたします。よって、両君の立ち会いをお願いします。

[開票]

○議長（井上 太一君）

投票の結果の報告をいたします。

投票総数 20 票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成 20 票、反対 0 票。よって、全員賛成であります。同意案第 2 号についてこれを同意することに決しました。

日程第 4. 同意案第 3 号

○議長（井上 太一君）

次に、日程第 4、同意案第 3 号を議題とし、市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

同意案第 3 号固定資産評価審査委員会の委員の選任について、提案理由を申し上げます。

本市の固定資産評価審査委員会の委員であります成清龍太郎氏の任期が本年 6 月 21 日で満了いたしますことから、引き続き同氏を同委員に選任いたしたく、地方税法第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求めるものであります。

よろしくご同意のほどお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意案第 3 号は委員会の付託を省略したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

ご異議なしと認め、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入ります。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

討論なしと認めます。

これより同意案第 3 号固定資産評価審査委員会の委員の選任についてを採決いたします。この採決は無記名投票をもって行います。

議場の閉鎖を命じます。

[議場閉鎖]

○議長（井上 太一君）

ただいまの出席議員は 20 人であります。

投票用紙を配付させます。

[投票用紙配付]

○議長（井上 太一君）

投票用紙の配付漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

配付漏れなしと認めます。

投票箱を改めさせます。

[投票箱点検]

○議長（井上 太一君）

異状なしと認めます。

念のため申し上げます。本件について同意することに賛成の諸君は賛成と、また反対の諸君は反対と記載の上、点呼に応じて順次投票を願います。

なお、重ねて申し上げます。投票中、賛否を表明しない投票及び賛否の明らかでない投票は会議規則第70条第2項の規定により否とみなします。

点呼を命じます。

[事務局長点呼・議員投票]

.....

1 番	中家多恵子議員	2 番	山本 慎悟議員
3 番	佐々木晴一議員	4 番	植本 種實議員
5 番	古野 嘉久議員	6 番	青木 孝子議員
7 番	久好 勝利議員	9 番	岩崎 三次議員
10 番	堀田 英雄議員	11 番	井上 久雄議員
12 番	湯浅 信弘議員	13 番	掛田るみ子議員
14 番	香川 実議員	15 番	上村 武郎議員
16 番	岩崎 悟議員	17 番	佐々木正義議員
18 番	米満 一彦議員	19 番	下川 俊秀議員
20 番	片岡 誠二議員	21 番	杉原 茂雄議員

.....

○議長（井上 太一君）

投票漏れはありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（井上 太一君）

投票漏れなしと認めます。投票を終了いたします。

議場の閉鎖を解きます。

[議場開鎖]

○議長（井上 太一君）

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により立会人に井上久雄君及び上村武郎君を指名いたします。よって、両君の立ち会いを願います。

[開票]

○議長（井上 太一君）

投票の結果の報告をいたします。

投票総数20票、これは先ほどの出席議員数に符合しております。そのうち賛成20票、反対0票。以上のとおり全員賛成であります。よって、同意案第3号についてこれを同意することに決しました。

日程第5. 第36号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第5、第36号議案を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第36号議案平成18年度中間市水道事業会計補正予算（第1号）の提案理由を申し上げます。

今回の補正は、総務省からの平成18年度公営企業借換債取扱通知に基づく高金利対策分の借換債に伴うものと、福岡県市町村職員退職手当組合加入に伴う退職給与金引当金の戻し入れでございます。

まず、高金利対策借換債につきましては、昭和57年度に公営企業金融公庫から借り入れたいたしました年利7.4%の拡張事業債、残高1,400万円を年利2.2%の高金利対策借換債に借り換えをするもので、この借り換えにより今後5年間で188万2,000円の利息の軽減を見込んでおります。

次に、福岡県市町村職員退職手当組合加入に伴う退職給与引当金の戻し入れにつきましては、本年4月1日付をもって、退職手当組合に加入いたしましたことにより、現在まで引き当てておりました退職給与引当金の使用目的がなくなることから、引当金を当年度損益へ特別利益として2億239万6,000円を戻し入れるものであります。

したがって、収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益では、特別利益を2億239万6,000円増額し、11款水道事業収益総額を14億2,452万4,000円とし、対する水道事業費用では、営業費用に退職手当組合へ支払う本年度負担金を1,278万8,000円増額し、営業外費用では、企業債利息42万6,000円を減額して、12款水道事業費用総額を12億604万7,000円とするものであります。

また、資本的収入及び支出につきましては、資本的収入では企業債を1,400万円増額し、15款資本的収入総額を4億8,281万円とし、対する資本的支出では、企業債

償還元金 1,430 万 8,000 円を増額し、16 款資本的支出総額を 9 億 2,627 万 3,000 円とし、この結果、資本的収入額が資本的支出額に不足する額 4 億 4,346 万 3,000 円は、当年度損益勘定留保資金等で全額補てんするものであります。

以上、よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております第 36 号議案に対する質疑は 6 月 12 日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第 6. 第 37 号議案

日程第 7. 第 38 号議案

日程第 8. 第 39 号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第 6、第 37 号議案から日程第 8、第 39 号議案までの条例改正 3 件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第 37 号議案から第 39 号議案までの提案理由を一括して申し上げます。

初めに、第 37 号議案中間市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

地方公務員災害補償法の一部を改正する法律の施行に伴いまして、通勤の範囲が拡大されたこと等、また刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律の施行によりまして、監獄が刑事施設に改められたこと、さらには障害者自立支援法の施行によりまして、身体障害者療護施設等の障害者を支援する施設が障害者支援施設に移行することから、本条例の改正を行うものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第 38 号議案中間市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について提案理由を申し上げます。

このたび消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部が改正されたことから、本条例の一部を改正するものでございます。

改正の内容は、非常勤消防団員の処遇改善を図るために、退職報償金を増額するための改正でありまして、本年 4 月 1 日に遡って適用するものでございます。なお、この増額分につきましては、消防団員等公務災害補償等共済基金からすべて補てんされるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第 39 号議案中間市生涯学習センター条例の一部を改正する条例について提案理

由を申し上げます。

平成15年に地方自治法の改正が行われ、公の施設の管理を法人、その他の団体を指定して行わせることができることになり、本年度から既に教育委員会関係の10施設に指定管理者制度を導入いたしております。

このたびの改正は、現在市が直接管理運営を行っております生涯学習センターに来年の4月1日から同制度を導入し、市民サービスの向上と行政コストの削減を図るものでございます。

改正の内容につきましては、指定管理者が行う管理の基準、業務の範囲について、また利用料金制度を導入するため、地方自治法第244条の2第4項及び第9項の規定により必要な改正を行うものでございます。

また、別表に定める使用料の額についても消費税を含んだ総額表示方式による額の表示に改めるものでございます。

今後のスケジュールにつきましては、本条例の議決をいただいた後は、8月に指定管理者を公募し、10月には指定管理者の選定を行ない、12月に指定の議案を上程する予定でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております条例改正3件に対する質疑は6月12日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第9. 第40号議案

日程第10. 第41号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第9、第40号議案から日程第10、第41号議案までの条例制定2件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第40号議案及び第41号議案の提案理由を一括して申し上げます。

初めに、第40号議案中間市個人情報保護条例の制定について提案理由を申し上げます。

本市の個人情報の保護に関しましては、昭和53年に「中間市電子計算組織の管理運営に関する条例」を施行し、個人情報の処理につきましては、市民の基本的人権を尊重し、個人情報の保護に努めてまいりました。

この間、経済・社会の情報化の進展に伴い、官民を通じてコンピュータやネットワークを利用して大量の個人情報が処理されております。こうした個人情報はその性質上、いったん誤った取り扱いがなされると個人に取り返しのつかない被害を及ぼす恐れがあります。

このような状況のもと、国においては「個人情報の保護に関する法律」いわゆる「個人情報保護法」をはじめとする個人情報保護関連５法が昨年全面的に施行され、民間事業者や国の機関等におきましては、これまで以上に個人情報保護への取り組みが求められています。

本市におきましても、高度情報通信社会への対応として、業務のＩＴ化など電子自治体化を進めているところでございますが、行政の責務として個人情報保護への取り組みは重要な課題であり、より一層厳格な個人情報保護措置を講ずることが求められています。

昨年、本市では個人情報保護推進委員会を設置し、「個人情報保護制度の見直し」について同委員会に諮問し、本年４月に答申をいただきました。

今回ご提案いたしますこの条例は、同委員会からの答申内容を踏まえ、また法との整合性を図りつつ、より一層の個人情報保護制度の充実を図るため制定するものでございます。

次に、本条例の概要について申し上げます。

本条例は、第１章の総則から第５章の罰則まで４２条により構成され、第１章の総則規定では、条例制定の目的、用語の定義として、個人情報の定義、保護対象とする個人情報及び実施機関の範囲等並びに実施機関等の責務についてを、第２章の実施機関における個人情報の取扱いでは、個人情報の収集、利用及び提供の制限及び個人情報の適正な管理等についてを、第３章の個人情報の開示、訂正及び利用停止の請求等では、実施機関に対する個人情報の開示等の請求手続等に関する規定及び非公開決定等に関する不服申立て等について、第４章の雑則では、開示請求者に対する情報の提供や個人情報の取扱いに関する苦情の処理等についてを、第５章の罰則では、実施機関等の職員等に対する条例違反行為に対する罰則についてをそれぞれ規定しております。

以上が本条例の概要でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第４１号議案中間市障害程度区分認定審査会の委員の定数等を定める条例について提案理由を申し上げます。

議員の皆様ご存知のとおり、本年４月から障害者自立支援法が施行されました。この法律は、障害者及び障害児がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう必要な障害福祉サービスに係る給付、その他の支援を行い、障害の有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し、安心して暮らすことのできる地域社会の実現を目指すものでございます。

このたびご提案いたします条例は、障害者自立支援法第１５条の規定により障害者が障害福祉サービスを受ける際に、その障害程度等の審査判定業務を行う審査会を市町村に設置する必要があるでございますので、その委員の定数等を定めるため、同法第１６条の規定により提案するものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております条例制定2件に対する質疑は6月12日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第11. 第42号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第11、第42号議案を議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第42号議案中間市土手ノ内公営住宅新築工事（建築2期工事）請負契約について提案理由を申し上げます。

本市におきましては、国の公営住宅ストック総合活用計画に基づき、平成13年3月に高齢社会への対応、居住水準の向上、居住環境の整備等の基本方針を定め、中間市公営住宅ストック総合活用計画を策定したところでございます。

この計画の中で、建設年次が最も古く、築後約40年を経過した土手ノ内公営住宅につきまして、建築1期工事を昨年度に完了したところでございます。引き続き、本年度を最終年度とする建築2期工事を行い、居室間のバリアフリー化、手すり等、高齢者に対応した住宅として建て替えをするものでございます。

本工事は、山藤建設株式会社、株式会社永野組中間支店、株式会社井上組、平成建設株式会社中間支店、倉重工業株式会社中間支店、永野建設工業株式会社中間支店、株式会社黒瀬建設中間支店の7業者を指名いたしました。が、株式会社黒瀬建設中間支店より辞退届が提出されたため、6業者において5月24日入札に付した結果、株式会社永野組中間支店が落札いたしました。契約金額は、2億1,315万円であります。

工事の概要を申し上げますと、鉄筋コンクリート造り3階建て、全体計画戸数33戸のうちの今回15戸を建設するもので、延床面積1,089平方メートル、建築面積436平方メートル、工期は本年6月23日から来年2月28日までの予定でございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております第42号議案に対する質疑は6月12日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第12. 第43号議案

日程第13. 第44号議案

日程第14. 第45号議案

○議長（井上 太一君）

次に、日程第１２、第４３号議案から日程第１４、第４５号議案までの議案３件を一括議題といたします。

市長から提案理由の説明を求めます。松下市長。

○市長（松下 俊男君）

第４３号議案から第４５号議案までの提案理由を一括して申し上げます。

初めに、第４３号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増加及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について提案理由を申し上げます。

平成１８年８月１日から福岡県市町村職員退職手当組合に飯塚市・桂川町衛生施設組合を加入させることに伴い、同組合を組織する地方公共団体の数を増加し、同組合規約を変更するため、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

次に、第４４号議案福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び福岡県市町村職員退職手当組合規約の変更について提案理由を申し上げます。

平成１８年１０月１日から八女郡上陽町が廃され、その区域が八女市に編入されることに伴い、福岡県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数を増減し、同組合規約を変更するため、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

次に、第４５号議案福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体数の減少について提案理由を申し上げます。

このたびの改正は、市町村の合併に伴い、平成１８年１０月１日から八女郡上陽町が廃され、その区域が八女市に編入されることに伴い、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する地方公共団体の数を減少するため、地方自治法第２９０条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（井上 太一君）

ただいま議題となっております議案３件に対する質疑は６月１２日の本会議で行いますので、ご了承をお願いいたします。

日程第１５．会議録署名議員の指名

○議長（井上 太一君）

これより日程第１５、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第７６条の規定により、議長において中家多恵子さん及び香川実君を指名いたします。

○議長（井上 太一君）

以上で本日の日程はすべて終了いたしましたので、本日はこれにて散会いたします。

午前10時45分散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長 井 上 太 一

議 員 中 家 多 恵 子

議 員 香 川 実

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する

議 長

議 員

議 員